

## 静岡県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.2E-2	6.8E-1	1.7E+2	167.3
64	エトフェンプロックス	4.7E+1	3.6E+1	4.0E+1	3.8E+1	160.1
117	テブコナゾール				1.4E+1	14.0
139	トラロメリン			4.0E+0	4.6E+0	8.7
140	フェンプロパトリン			5.6E+0		5.6
153	テトラメリン	4.1E+2	2.5E+1	5.1E+2		947.6
181	ジクロロベンゼン	8.2E+2	5.4E+2			1,360.7
225	トリクロルホン		1.8E+1			18.4
248	ダイアジノン		1.7E+0			1.7
251	フェニトロチオン		4.3E+2	6.9E+0		437.3
252	フェンチオン	9.2E+0	1.6E+2	9.2E+0		182.7
256	デカン酸				2.3E-1	0.2
350	ペルメリン	7.6E+1	1.1E+2	8.0E+1	1.3E+2	398.4
405	ほう素化合物		2.0E+0	6.9E+1	6.5E+0	77.6
427	カルバリル			3.7E+2		367.0
428	フェノブカルブ			2.3E+2	4.0E+2	630.9
457	ジクロルボス	1.6E+2	1.9E+3			2,021.1
合 計		1.5E+3	3.2E+3	1.3E+3	7.6E+2	6799.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等